

理事会運営規則

平成 28 年 4 月 1 日制定

平成 28 年 12 月 19 日改訂

平成 31 年 3 月 28 日改訂

(目的)

第 1 条 この規則は、定款第 38 条の規定に基づき、理事会の運営について必要な事項を定める。

(招集通知)

第 2 条 会長は、書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

(報告の省略)

第 3 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(監事の出席)

第 4 条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 5 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した会長、理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第 7 条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞無く報告するものとする。

(決議事項)

第 8 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ① 当協会の業務執行の決定
- ② 会長の選定及び解職

- ③ 重要な財産の処分及び譲受
 - ④ 重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - ⑥ 事業報告及び計算書類等の承認
 - ⑦ その他法令に定める事項
- (2) その他重要な業務執行に関する事項
- ① 規程の制定、変更及び廃止
 - ② 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ③ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第9条 会長は、毎事業年度ごとに3箇月を超える間隔で1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(規則の改廃)

第10条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

1. 本規則は、平成28年4月1日から施行する。
2. 本規則は、臨時社員総会による定款変更のため、平成28年12月19日に改訂する。
3. 本規則は、自主規制に関連する事項の削除等による定款変更のため、平成31年3月28日に改訂する。

議事録記載事項

I. 定例理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 4 理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ① 理事の報告
 - ② 監事の報告
 - ③ 監事の意見
- 5 議長の氏名

II. 臨時理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III. 報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名